

議案第 83 号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立大山自然歴史館
- 2 指 定 管 理 者 西伯郡大山町大山 39 番地 5
一般社団法人大山観光局 代表理事 足 立 敏 雄
- 3 指 定 の 期 間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 大山自然歴史館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。